



2019年5月10日

各 位

会社名 平田機工株式会社
 代表者名 代表取締役社長 平田 雄一郎
 (コード番号:6258)
 問合せ先 取締役常務執行役員 藤本 靖博
 経理・IR担当
 (電話096-272-5558)
 (URL <http://www.hirata.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ
 —取締役の任期及び剰余金の配当等に関する変更—

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2019年6月25日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。
- (2) 機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項（自己株式の取得、欠損填補のため準備金の減少、損失の処理・任意積立金の積立その他剰余金の処分および剰余金の配当に関する事項）を取締役会の権限においておこなうことが可能となるよう、変更案第30条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、あわせて同条と内容が重複する現行定款第31条（自己株式の取得）を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2.（条文省略） | 第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2.（現行どおり） |
| （新設） | <u>第30条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>第 30 条 (剰余金の配当)</p> <p><u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>第 31 条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3. <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。</u></p> |
| <p>第 31 条 (自己株式の取得)</p> <p><u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第 32 条 (配当金の除斥期間)</p> <p>期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> | <p>第 32 条 (配当金の除斥期間)</p> <p><u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019 年 6 月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2019 年 6 月 25 日 (予定)

以 上